



# 山形県公報

令和2年4月1日(水)

号 外 (15)

## 目 次

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1
- 山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程…………… 2
- 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程…………… 3
- 山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 8
- 山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程…………… 9
- 山形県病院事業局職員倫理規程の一部を改正する規程……………同

### 病院事業局関係

#### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

#### 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の表山形県立新庄病院の項中「脳神経内科」を「脳神経内科、血液内科」に改める。

第10条第1項の表山形県立中央病院の項中

「感染対策部			を
「患者サポートセンター	入院支援室		に改め、同表山形県立新庄病
	医療連携・相談室		
	がん相談・緩和ケアサポート室		

院の項中 「医療安全部

「医療安全部	感染管理室		に、「会計係」を「経営係」
--------	-------	--	---------------

に改める。

第17条第1項の表センター長の項中「循環器病センター」を「患者サポートセンター、循環器病センター」に改

め、同条第4項の表中

主任臨床心理士	上司の命を受けて臨床心理業務を処理する。		を
臨床心理士	上司の命を受けて臨床心理業務に従事する。		
主幹	上司の命を受けて特定事項に関する事務を整理する。		

主任公認心理師	上司の命を受けて臨床心理業務を処理する。	に改める。
公認心理師	上司の命を受けて臨床心理業務に従事する。	
臨床心理士		
主幹	上司の命を受けて特定事項に関する業務を整理する。	
副主幹	上司の命を受けて特定事項に関する事務を整理する。	

**附 則**

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行する。  
(山形県病院事業局被服貸与規程の一部を改正する規程)
- 山形県病院事業局被服貸与規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「臨床心理士」を「公認心理師及び臨床心理士」に改める。

(山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程)

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表医療職給料表(2)の項中「薬剤師」を「薬剤師、公認心理師」に改める。

第6条第1項中「歯科技工士」を「歯科技工士、公認心理師」に改め、同条第4項中「臨床心理士及び」を「公認心理師、臨床心理士及び」に改め、同項第1号中「おける」を「おける公認心理師又は」に改める。

別表第2ハの表2級の項中「薬剤師若しくは」を「薬剤師、公認心理師若しくは」に改め、同表3級の項中「主任臨床心理士」を「主任公認心理師」に改める。

別表第3第2項職員の欄第5号中「臨床心理士」を「公認心理師及び臨床心理士」に改める。

**山形県病院事業管理規程第6号**

山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

**山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局事務委任規程（平成15年3月県病院事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県病院事業管理規程第7号**

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

**山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第49条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第51条第1項第1号中「、報償費」を「、報償費、旅費交通費（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員の通勤に係る費用弁償に限る。以下第54条において同じ。）」に改める。

第53条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第54条第1項中「、及び賃金」を「及び旅費交通費」に改める。

第64条第1項中第5号を削る。

別表第1費用勘定の項の表中

6	医師手当	医師等に対する各種手当（以下「手当」という。）
7	看護師手当	看護師等に対する手当
8	医療技術員手当	医療技術員に対する手当
9	事務員手当	事務員等に対する手当
10	労務員手当	労務員に対する手当
11	賃金	臨時又は非常勤の職員に対する賃金
12	報酬	臨時又は非常勤の嘱託員等に対する報酬
13	法定福利費	
14	退職給付費	
15	賞与引当金繰入額	

を

6	会計年度任用職員給	非常勤の職員に対する給料
7	医師手当	医師等に対する各種手当（以下「手当」という。）
8	看護師手当	看護師等に対する手当
9	医療技術員手当	医療技術員に対する手当
10	事務員手当	事務員等に対する手当
11	労務員手当	労務員に対する手当
12	会計年度任用職員手当	非常勤の職員に対する手当
13	報酬	非常勤の職員に対する報酬
14	法定福利費	
15	退職給付費	
16	賞与引当金繰入額	

に改める。

別記様式第60号中「2款」を「款」に、「2項」を「項」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の山形県病院事業局財務規程の規定は、令和2年度の予算に係る収入、支出その他の財務から適用し、令和元年度以前の予算に係る収入、支出その他の財務については、なお従前の例による。

**山形県病院事業管理規程第8号**

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

**山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「再任用短時間勤務職員等以外の非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第8条第1項中「非常勤及び」を「地方公務員法第22条第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び再任用短時間勤務職員並びに」に改め、「（任期付短時間勤務職員を除く。）」を削る。

「第2節 再任用短時間勤務職員等以外の非常勤職員」を「第2節 会計年度任用職員」に改める。

第39条の前の見出しを「（任用）」に改め、同条第1項中「日々雇用する職員（以下「日々雇用職員」という。）を雇用しよう」を「会計年度任用職員を任用しよう」に、「日々雇用職員雇用伺」を「会計年度任用職員任免伺」に改め、同項第3号中「（別記様式第43号）」を削り、同項第4号中「雇用」を「任用」に改める。

第40条第1項中「日々雇用職員を雇用する」を「会計年度任用職員を任用する」に、「雇用予定期間、賃金の額」を削り、「雇用条件を雇用通知書」を「勤務条件を勤務条件通知書」に改め、同条第2項中「日々雇用職員の雇用」を「会計年度任用職員の任用」に改める。

第41条中「日々雇用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第42条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（退職）」を付し、同条を次のように改める。

第42条 所属長は、会計年度任用職員が、任用期間の満了前に退職願を提出した場合は、会計年度任用職員任免何により決裁を受けなければならない。

第42条の次に次の2条を加える。

（辞令書の交付）

第42条の2 第9条第1項の規定は、会計年度任用職員の任用又は任用期間満了前の退職の場合に準用する。

（退職手当）

第42条の3 第25条の規定は、会計年度任用職員が給与規程第3条第4項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等に対する退職手当支給条例第3条及び第7条の5の規定（技労規則第2条第2項の規定によりその例によることとされるこれらの規定を含む。）による退職手当の支給を受けることとなる場合に準用する。

第43条の見出しを「（任免状況報告）」に改め、同条中「日々雇用職員の雇用及び解雇」を「会計年度任用職員の任免」に、「日々雇用職員雇用（解雇）状況報告書」を「会計年度任用職員任免報告書」に改める。

第44条中「日々雇用職員」を「会計年度任用職員」に、「第2条第1項第3号」を「第2条第1項第2号」に改め、同条に次の2項を加える。

2 第36条の規定は、会計年度任用職員から同条第1項各号に掲げる書類の提出があった場合に準用する。

3 第38条の規定は、会計年度任用職員が同条第1項に規定する手続を行った場合又は会計年度任用職員から同項に規定する書類の提出があった場合等に準用する。

第46条の見出し中「嘱託等」を「専門職員」に改め、同条第1項中「第3条第3項第3号」を「第3条第3項第2号及び第3号」に、「嘱託等」を「専門職員」に、「非常勤嘱託職員任免何」を「非常勤専門職員任免何」に改め、同項第2号中「（別記様式第43号）」を削り、同条第2項中「嘱託等」を「専門職員」に、「非常勤嘱託職員任免何」を「非常勤専門職員任免何」に改め、同条第3項中「嘱託等」を「専門職員」に改める。

第47条中「嘱託等」を「専門職員」に、「嘱託職員任免状況報告書」を「非常勤専門職員任免報告書」に改める。

第48条中「嘱託等」を「専門職員」に改める。

別記様式第5号の注書第2項第1号の表中「第22条第2項」を「第22条の3第1項」に、

非常勤	任期付短時間勤務職員以外の職員の場合	山形県病院事業局職員に任命する 任期は〇年〇月〇日までとする 非常勤とする （職名）を命ずる 〇号給を給する	
	任期付短時間勤務職員の場合	山形県病院事業局職員に任命する （地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項） 任期は〇年〇月〇日までとする （職名）を命ずる 週〇時間〇分勤務とする （給料表名）〇級に決定する 〇号給を給する	任期を更新する場合は、「任用期間を〇年〇月〇日まで更新する」と記載すること。

を

非常勤	任期付短時間勤務職員の場合	山形県病院事業局職員に任命する （地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項） 任期は〇年〇月〇日までとする （職名）を命ずる 週〇時間〇分勤務とする （給料表名）〇級に決定する 〇号給を給する	任期を更新する場合は、「任用期間を〇年〇月〇日まで更新する」と記載すること。
	会計年度任用職員の場合	山形県病院事業局会計年度任用職員に任命する （地方公務員法第22条の2第1項第1号（第2号）） 任期は〇年〇月〇日までとする （所属名）（職名）（〇〇業務（〇〇員））を命ずる 報酬月（日）額〇円を給する	任期を更新する場合は、「任用期間を〇年〇月〇日まで更新する」と記載すること。

に改め、同項第2号の

表中 「

嘱託等
嘱託等

」 を 「

専門職員
専門職員

」 に、 「報酬月（日）額〇円」 を 通勤割増 「報酬月（日）額〇円」 を

「報酬月（日）額〇円」に改める。

別記様式第24号の注書第1項中「級号給を」を「級号給（同日が昇給日前3月以内にある場合にあつては、当該昇給日において受けていた級号給）を」に改め、同注書第2項中「直前の昇給日（休職等の期間の初日が昇給日である場合にあつては、その日）」を「属する算定期間（評価終了日以前1年間の期間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日からその日以後の最初の評価終了日までの期間）をいう。以下同じ。）の初日」に改め、同注書第3項中「（評価終了日以前1年間の期間）」を削る。

別記様式第42号を次のように改める。

様式第42号

会計年度任用職員任免伺

番号	氏名	所属名	職名	任用期間	給料・報酬		旅費・費用弁償	発令予定年月日	備考
					区分	基本額			

- (注) 1 「任用期間」の欄には、任用期間の最終日を記載すること。  
 2 「区分」の欄には、給料・報酬の時間額、日額、月額を記載すること。  
 3 「旅費・費用弁償」の欄には、職務のための旅行に係る旅費又は費用弁償を支給する場合における行政職給料表の相当級を記載すること。

別記様式第43号を次のように改める。

様式第43号 削除

別記様式第44号を次のように改める。

様式第44号

殿  所 属 長 団  勤 務 条 件 通 知 書	第 号 年 月 日								
あなたの会計年度任用職員としての勤務条件は、下記のとおりですのでお知らせします。									
記									
職 務 内 容									
勤 務 日	( 勤 務 日 数 ) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">週</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table> (勤務日の割振り)	週	月	日	日				
週	月								
日	日								
勤 務 時 間 (週 時間)	(勤務日) 勤務時間の割振り・休憩時間 ( ) _____ ( ) _____ ( ) _____ ( ) _____ ( ) _____ ( ) _____ 時間外勤務の有無 (有・無)								
勤 務 場 所									
給与の締切日・支払日	締切日 _____ 支払日 _____								
休 日									
休 暇	会計年度任用職員取扱要綱の規定による。								
任 期 の 更 新 又 は 公 募 に よ ら ない 再 度 の 任 用 の 可 能 性	・ 更新又は公募によらない再度の任用をすることがあり得る ・ 更新又は公募によらない再度の任用はしない ※ 更新又は公募によらない再度の任用をする場合の判断基準 ( ・勤務実績・態度 ・能力 ・資格 ・従事している業務の状況 ) ( ・予算 ・その他 ( ) )								
退 職 に 関 す る 事 項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">定 年 制</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>継続雇用制度</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>自己都合退職 の 手 続</td> <td>退職願を退職希望日の1月前までに提出すること。</td> </tr> <tr> <td>免 職 の 事 由 及 び 手 続</td> <td>地方公務員法、職員の懲戒に関する条例（昭和26年10月県条例第43号）、職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）による。</td> </tr> </table>	定 年 制	無	継続雇用制度	無	自己都合退職 の 手 続	退職願を退職希望日の1月前までに提出すること。	免 職 の 事 由 及 び 手 続	地方公務員法、職員の懲戒に関する条例（昭和26年10月県条例第43号）、職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）による。
定 年 制	無								
継続雇用制度	無								
自己都合退職 の 手 続	退職願を退職希望日の1月前までに提出すること。								
免 職 の 事 由 及 び 手 続	地方公務員法、職員の懲戒に関する条例（昭和26年10月県条例第43号）、職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）による。								
そ の 他	地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となる。								

別記様式第46号中「日々雇用職員雇用（解雇）状況報告書」を「会計年度任用職員任免報告書」に、

「雇用予定期間 | 発令（解雇）年月日」を「任用期間 | 発令年月日」に改める。

別記様式第47号中「非常勤嘱託職員任免伺」を「非常勤専門職員任免伺」に、

報 酬					報 酬	
日月額	基本表	基本額	通勤割増	合計	日月額	基本額

を に改める。

別記様式第48号中「非常勤嘱託職員任免報告書」を「非常勤専門職員任免報告書」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県病院事業管理規程第9号**

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

**山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 非常勤職員の項第1項中

「 本局において 雇用する日々 雇用職員及び 病院において 雇用する非常 勤職員を除く ものに関する こと。」	「 本局において 雇用する日々 雇用職員に関 すること。」	を
---	---	---

「 病院において 任用する非常 勤職員を除く ものに関する こと。」	に改める。
---	-------

別表第2 病院の長専決事項の欄第19項中「（日々雇用職員のうち技能労務に従事する者で雇用継続予定期間が15日未満のもの並びに前期研修医を除く。）」を削る。

別表第3 事務局長の項中 「

	技師に関するもの	技師長		
--	----------	-----	--	--

」を

	技師に関するもの	技 師 長			に改める。
	総務課に関するもの	総務課長			

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県病院事業管理規程第10号**

山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

**山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局職員公舎管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4項中「29,000円」を「28,000円」に改める。

別表第2中「2,200円」を「2,400円」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

---

**山形県病院事業管理規程第11号**

山形県病院事業局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

**山形県病院事業局職員倫理規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局職員倫理規程（平成19年11月県病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び」を「、」に、「第28条の5第1項」を「第22条の2第1項に規定する職員及び同法第28条の5第1項」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

令和2年4月1日印刷  
令和2年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県